デマンド交通「カッピーのりあい号」による個人間向け宅配サービス

利用承諾書

第１条　　本サービスは、本サービスを利用しようとする者（以下「依頼人」といいます）が受け取りを行うもの（以下「受取人」といいます）に対して宅配を依頼するもの（以下「宅配物」といいます）を依頼人の指定する場所から受取人の住所その他の依頼人に指定された場所まで宅配代行することをその内容とします。

２　　運行区域、運行時間帯等は株式会社エスアールティー（以下「交通事業者」といいます）が運行するデマンド交通「カッピーのりあい号」に準じます。

第２条　　受取人へ宅配を行う時刻（以下、「配達時刻」といいます）は、デマンド交通の特性上、指定した到着希望時刻の20分前から、指定した到着希望時刻までの間での配達を基本とし、加えて予約確定後、降車予定時刻から交通状況等により10分程度前後する可能性のあるものとします。

第３条　　依頼人は前条の配達時刻について予め承諾し、受取人に対して、依頼人から連絡を行い配達時刻の承諾を確認してください。

第４条　　交通事業者は、ガソリン・灯油等の引火性・発火性の強いものや、運搬に特別の許可等が必要なものは宅配を受託いたしません。

２　　交通事業者は、刃物などの危険物について、あらかじめ依頼人が適切な梱包を行った宅配物のみ宅配を行うものとします。

３　　交通事業者は、旅客との混乗であることから、臭気の強い宅配物は車内ににおいが漏れないよう配慮されているもののみ宅配することとし、不衛生なもののほか他の利用客等に不快感を与える恐れがあると判断したときは配達を行いません。

第５条　　依頼人は、宅配物を受取人に安全に運送するために、梱包への配慮や必要な保冷・保温その他の処置を適切に行うものとし、その管理に一切の責任を負うものとします。

２　　交通事業者は、配達した容器の回収や返却は行いません。

３　　依頼人は、高額な宅配物の宅配を依頼する際には、適切な保険等に加入するなど損害発生に対する備えを自ら行うものとします。

第６条　　配達料は縦30㎝×横40㎝×高さ30㎝のクーラーボックス型配達用ケース1つ、または縦33㎝×横49㎝×高さ30㎝のコンテナ型配達用ケース1つにつき300円とします。

２　　クーラーボックス型配達用ケース1つあたりの宅配物重量は5㎏以内、コンテナ型配達用ケース1つあたりの宅配物重量は10㎏以内とし、交通事業者が依頼人から配達料を徴収します。

第７条　　依頼人は、その宅配を依頼した宅配物について受取人に対する一切の責任を負い、万一受取人との間で宅配物の破損、食中毒その他の宅配物に関する紛争が発生しても、交通事業者及び久米南町は一切の責任を負いません。

２　　交通事業者が配達時刻に配達を行ったにもかかわらず、受取人から受け取りを拒否され、又は不在等により宅配物の引き渡しが行えなかった場合、交通事業者は、その当日中（腐敗等の恐れがないものは１週間後）の１７時までは宅配物を保管し、その後廃棄します。再配達は行いません。その際、交通事業者及び久米南町は、宅配物代金ほか一切の損害について支払いません。

第８条　　交通事業者は、配達時刻を超過したことにより発生した損害のほか、前条にかかわらず交通事業者の責に帰すべき事由に基づく損害が生じた場合には、宅配依頼を受けた配達料の価格を上限として、依頼人に生じた損害を賠償します。

以上のことについてすべて承諾し宅配を依頼します。

令和２年　　月 　　日

依頼人名（自書）